

資料-3 姉妹都市災害相互応援協定（三鷹市、長浜市、安芸市）

姉妹都市災害相互応援協定

三鷹市とたつの市（以下「両市」という。）とは、大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分に応急措置が実施できないとき、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 両市は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第2条 両市は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第3条 前条の規定による応援に要する経費の負担は、次に定めるとおりとする。

(1) 応援職員に要する経費は、応援する市が支弁することとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費については、両市が協議して決定する。

（応援職員の事故等に係る災害補償等）

第4条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援する市の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものであるときは応援を受ける市がその損害を賠償することとし、大規模災害が発生した市への往復途中に生じたものであるときは応援する市がその損害を賠償するものとする。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成17年7月14日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、両市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市町記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年7月14日

兵庫県たつの市 代表者

たつの市長 西田正則

東京都三鷹市 代表者

三鷹市長 安田養次郎

姉妹都市災害相互応援協定

たつの市と湖北町（以下「両市町」という。）とは、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分に応急措置が実施できないとき、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 両市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第2条 両市町は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市又は町は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第3条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援職員に要する経費は、応援する市又は町が支弁することとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費については、両市町が協議して決定する。

（応援職員の事故等に係る災害補償等）

第4条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援する市又は町の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものは応援を受ける市又は町がその損害を賠償することとし、大規模災害が発生した市町への往復途中に生じたものは応援する市又は町がその損害を賠償するものとする。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成18年7月14日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、両市町が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市町記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年7月14日

兵庫県たつの市 代表者

たつの市長 西 田 正 則

滋賀県湖北町 代表者

湖北町長 丸 岡 一 至

※ 合併により湖北町は長浜市となったため、たつの市と長浜市により、平成24年4月8日に協定確認書を締結

姉妹都市災害相互応援協定

たつの市と安芸市（以下「両市」という。）とは、大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分に応急措置が実施できないとき、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 両市は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第2条 両市は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第3条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員に要する経費は、応援する市が支弁することとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費については、両市が協議して決定する。

（応援職員の事故等に係る災害補償等）

第4条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援する市の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものであるときは応援を受ける市がその損害を賠償することとし、大規模災害が発生した市への往復途中に生じたものであるときは応援する市がその損害を賠償するものとする。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成18年7月14日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、両市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年7月14日

兵庫県たつの市 代表者
たつの市長 西 田 正 則

高知県安芸市 代表者
安芸市長 松 本 憲 治